

令和4年度
事業計画書

社会福祉法人 札幌厚生会
救護施設 札幌市あけぼの荘

令和4年度事業計画書 目次

救護施設札幌市あけぼの荘 基本理念及び基本方針	- 1 -
救護施設札幌市あけぼの荘 職員行動指針	
基本方針・重点目標	- 3 -
具体的事業	
I. 利用者支援の充実	- 5 -
1. 自己実現と個別支援体制の充実	
2. 人権を尊重した支援の推進	
3. 包括的基幹相談窓口の体制構築と循環型施設機能の推進、生活困窮者自立支援機能の推進	
4. 利用者主体の生活支援	
5. 生きがい活動の充実	
6. 作業活動の充実	
7. 地域活動の推進	
8. ホームレス緊急入所事業の推進	
9. 一時入所受入れの推進	
II. 健康支援と感染予防	- 8 -
1. 健康状態の把握と健康相談の充実	
2. 健康診断の実施	
3. 回診・往診の実施	
4. 服薬の管理と誤薬防止	
5. 怪我（転倒）の防止と誤嚥予防	
6. 感染症の予防	
7. 病院受診、通院・入退院の対応	
8. 緊急時の対応	
III. 食の向上と栄養管理	- 10 -
1. 栄養の管理	
2. 特別食の対応	
3. 豊かな食事の提供と給食環境の整備	
4. 非常時の対応	
5. 食品衛生と調理従事者の衛生管理の徹底	
6. 給食単価と平均栄養所要量	
IV. 施設の安定的な経営と機能強化	- 12 -
1. 安定的経営に向けた取り組み	
2. 運営体制の適正化	
3. 職員の専門性の向上	
4. 苦情解決に向けた取り組み	
5. 地域との連携	
6. 広報活動と情報公開の取り組み	
V. 施設の安全管理と環境整備	- 14 -
1. 施設の防災管理	
2. 施設設備の修繕・保守・点検	
3. 施設内の清掃・美化	
別表	- 15 -
1. 生活日課表、クラブ活動	
2. 年間行事計画	

救護施設 札幌市あけぼの荘 基本理念及び基本方針

平成20年4月1日策定

【基本理念】

一人ひとりの笑顔のため 安らぎある心豊かな生活を支えます。
～人とともに 人のために～

【基本方針】

- ① 利用者の人権とプライバシーを最も尊重します。
 - 21世紀は「人権の世紀」
 - ・利用者一人ひとりの個性を大切にし、尊厳を守ります。
 - プライバシーのある空間
 - ・利用者に関して知り得た個人情報をお守りします。
 - ・施設は一人ひとりの家であると考え、私的空間を確保出来るよう配慮いたします。
- ② 個々の意見を尊重し、自主性を活かした支援に努めます。
 - 一人ひとりが主人公
 - ・利用者の個性と自己決定を尊重し、一人ひとりが満足できる生活を目指します。
 - ・個々の障がい、特性に応じ、それぞれの持っている能力や意欲を伸ばせるよう適切な支援に努めます。
 - ・利用者のご意見や苦情を大切にし、迅速に対応いたします。
- ③ 心身の健康を支援し、豊かな心と生きがいの持てる生活をめざします。
 - 障がい障害とならない施設
 - ・安定した生活が送れるよう、心身の健康管理に努めます。
 - ・感染症予防に努めます。
 - ・栄養バランスを考慮し、季節感ある食事を提供いたします。
 - ・変化に富んだ四季折々の風情ある行事を提供いたします。
- ④ 安全面に配慮し、常に清潔な施設作りを心掛けます。
 - 安全と安心の提供
 - ・様々な障がいを持つ利用者が安全で快適に暮らすことが出来るよう、継続的に環境整備を行ないます。
 - ・常に衛生的であることを目指します。
 - ・リスクマネジメント体制を確立し、事故を未然に防ぐよう努めます。
- ⑤ 地域に根差し、開かれた施設を目指します。
 - 地域とともに生きる施設
 - ・利用者地域住民の方々とのふれあいの場を提供いたします。
 - ・施設と地域が、お互いに支えあう関係作りに努めます。
 - ・利用者が、地域の一員であることを実感していただけるよう心掛けます。
 - ・地域の美化活動に努めます。
 - 社会から認められる施設
 - ・サービスの質の向上と情報公開に努め社会から信頼される施設を目指します。
 - ・各種法令を遵守いたします。
- ⑥ 職員は自らの職責を自覚し、資質の向上を目指します。
 - 専門職としての責任と自覚
 - ・誠実で信頼される職員を目指します。
 - ・利用者が安心してサービスを受けられる知識と技術の習得に努めます。
 - ・あらゆる角度から適切な判断が出来る職員を目指します。
 - ・職員間の連携を大切にします。
 - ・常に進歩する集団であり続けます。

救護施設 札幌市あけぼの荘 職員行動指針

私たちは当施設の基本方針に基づいた利用者支援を具体的に実施すべく、以下のとおり職員行動指針を策定致しました。

職員一人ひとりが自ら考えたものをもとに自らを律していくことを目指します。

平成30年4月1日策定

【人権の尊重】

- ・一人ひとりの思いを大切にし、利用者様の自己決定を尊重します。
- ・自分らしく生きる事を尊重します。
- ・利用者様の意向を尊重し、必要な支援を行います。
- ・利用者様のプライバシーを守り、個人情報を守り漏らしません。

【虐待の禁止】

- ・身体拘束や暴力、体罰はしません。また見て見ぬふりはしません。
- ・無視や乱暴な言葉遣いをしません。
- ・性的嫌がらせをしません。
- ・お金を許可なく使いません。また、理由なく制限をしません。
- ・支援をしない、放棄するといった行為を行いません。

【差別の禁止】

- ・病気、障がい、性別、年齢、能力等に偏見を持ちません。
- ・差別をしない平等な支援を行います。

【命令・強制の禁止】

- ・命令的な口調、威圧的な態度をしません。
- ・本人が嫌がる事を強制、強要しません。

【職員の基本姿勢】

- ・仕事に責任をもち、依頼された事は迅速かつ誠実な対応を心掛けます。
- ・笑顔で対応し、謙虚な姿勢を忘れません。
- ・挨拶を大切にします。
- ・あだ名や呼び捨て、「ちゃん」付では呼びません。
- ・日々安心し、安全な生活が出来る様支援します。

【専門職としての視点】

- ・専門的な知識、判断力を持ち、サービス品質の向上を目指します。
- ・心を理解しながら、客観的な視点で支援を行います。
- ・自分の気持ちを自由に表現できるよう、話しやすい雰囲気、環境作りを行います。
- ・個性を大切にします。
- ・初めから否定はしません。
- ・話の内容をしっかりと受け止めます。
- ・どうしてそのような考え方になったかを理解して支援を行います。
- ・分かり易く丁寧に対応、説明します。
- ・連携を大切にして協力し合い、統一した支援を行います。

令和4年度 札幌市あけぼの荘事業計画

基本方針

令和4年度は、当施設開設60周年を迎える。長く続いてきている当施設の事業の節目の年を迎えるが、未だに出口が見いだせないコロナ禍にあっては、引き続き基本的感染予防を大前提とした事業を展開せざるを得ない。しかしながらその渦中にあっても、利用者の皆様には、出来るだけ制限をかけず日常と変わらない支援を模索していく。その一方で、万が一の事態も想定したBCP（事業継続計画）の具体的策定を行い、今後のリスクに備える。

令和5年度に札幌市指定管理期間の更新時期を迎えることから、それに向けての準備を進める。新たな管理期間及びそれ以降を見据え、過年度から続く居室環境改善にかかわる札幌市との交渉について、一定の結論を見出していく。そして、それに伴う組織の変革と統合を進める。具体的には利用者様の直接的支援を行う部署を「生活支援課」と位置づけ、従前介護職員としていた職名を「支援員」に改める。さらに今後において施設での日常生活支援全般を担う支援員が、より主体的に充実した支援のあり方を模索していくための土台を積み上げていく。

新規入所者獲得のための周知活動については、これまでも継続して行ってきたところであるが、昨年度後半より一定程度の反応が出てきており、引き合いも増えてきている。このことから今年度においても、特に急性期病院や福祉事務所を持たない町村等をターゲットとした活動を続けていく。また、一昨年度来掲げている「札幌市内の基幹相談窓口」としての機能が不十分であることから、その周知とシステムの改善を行っていく。

利用者支援については、「人権擁護委員会」を通じ昨年度から実施している、施設サービスのあり方の見直しを継続して行っていく。昨年度再開した、地域生活を目指す方々を対象とした「居宅生活訓練事業」を今年度も継続し、「循環型セーフティネット施設」としての役割を果たしていく。

職員処遇については、今後益々人材難が予想されることから、法人共通の採用の仕組みや、人材育成の仕組みを構築していく。職員一人ひとりと向き合いながら、それぞれのキャリアアップと施設全体の資質向上を目指した活動を行う。

本来であれば、節目を迎える年を祝う催し物を開催するべきところであるが、コロナ禍を勘案した範囲における行事を行う。

重点目標

1. 新指定管理期間更新にむけての準備

5年ごとに更新される当施設の指定管理期間の更新時期を迎える。これまで札幌市に訴えてきた、居室環境の改善に向けての働きかけと最終調整を行う。今後「選ばれる施設」となり得るための分水嶺となることから、環境改善の意義と必要性を訴えていくとともに、これまで行ってきた「循環型セーフティネット施設」としての機能を果たしていく。

令和5年度以降を見据え、新たな体制づくりを進める。日常生活支援を担当する者を従前の介護職員から「支援員」と改める。身体介護のみならず、生活支援全般を支援する部署として、より主体的に充実した支援体制を構築していく。

2. 利用者確保に向けた取組

これまで最大かつ喫緊の課題としてきている、新規入所者の確保については未だ十分な水準まで至っていない。コロナ禍の中、昨年度後半よりわずかながら相談件数も増加して

きており、周知活動の成果も見えてきている。引き続き今年度においても、札幌市内の急性期病院や福祉事務所を持たない町村へのPR活動を実施していく。

3. 利用者支援のあり方見直し

昨今の新規利用者のニーズが、旧来の方々と変化してきていることから、これまでの施設サービスのあり方について、引き続き見直しを行う。利用者自身が持つエンパワメントの視点を大切に「支援しすぎない支援」を目指す。出来ることまで支援していないか、本人の能力を奪っていないか、管理した支援になり過ぎていないか、を探っていく。一方で、毎年例外なく高齢化していく方々のうち、真に支援が必要なものは何かを探っていく。

昨年度から再開した「居宅生活訓練事業」を継続し、地域生活を希望する方々への利用を促す。また、コロナ感染対策として開始している、近隣アパートを活用した「一時見守り支援事業」に一定のニーズがあることから、引き続きアパートを施設として借り上げ、多様なニーズに対応していく。

更には、従来の救護施設の機能のみならず、将来的に地域生活を希望する方のニーズに応えていくため社会資源の構築に向けた議論を進めていく。

4. 感染症対策の向上

2年間の感染症対策を踏まえ、既存の感染対策マニュアルを見直す。要点を踏まえ、簡潔でより実践に即したものを目指し、刷新していく。昨年度発足した「感染症対策委員会」を通じ、改訂と意識啓発を行う。

5. 安全で満足度の高い給食の提供

コロナ禍の中、気分が閉塞しがちな施設での生活において、毎日の食事の充実が満足度を高める大きな要素となっている。限られた予算の中、同じ食事の内容であっても提供方法に工夫を加えることで、満足度を高くしていくことを目指す。

食事摂取基準2020年度改訂版に基づいた献立の見直しを行う。

6. 各種マニュアルの整備とBCPの策定

年々複雑化する日常業務や、職員の入れ替わりにも出来るだけ不都合なく対応できるよう、マニュアルの整備を段階的に行っていく。

大規模災害や、施設内での感染症発生を想定し、それに対応するためのBCP（事業継続計画）を策定する。

具体的事業

I. 利用者支援の充実

利用者様のその人らしい豊かな生活の実現に向け、個々の自己決定とエンパワメントを基本とした支援に努める。施設サービスの提供方法を見直し、現在の利用者、又これから入所を希望される方により合致したものに改善していく。また、支援者としての質の向上に努め、支援体制の充実を図る。

1. 自己実現と個別支援体制の充実

○主体性を尊重し、本人が思い描くその人らしい生活を実現するために個別支援計画を策定し、それに基づいた支援を行う。計画の策定にあたっては、本人の希望要望から作成されたニーズ整理表をもとに多職種によるケース検討会を行い作成する。また、定期的なモニタリングを行う事で、個々のニーズの更なる把握に努め、支援計画の再設定から自己実現への支援へと展開していく。

- ・個別支援計画の作成
- ・ケース検討会の開催（随時）
- ・個別支援計画の本人説明と同意
- ・個別支援計画に基づいた支援の実践（個別外出支援など、個々のニーズに合わせた支援）
- ・モニタリングの実施（随時）
- ・希望、要望の定期的調査（随時）
- ・個々の緊急的な状況変化による個別支援計画の見直し（随時）

2. 人権を尊重した支援の推進

○現在の支援内容や支援方針が利用者様の能力や行動を制限しているものになっていないか、あるいは支援しすぎとなっていないかを人権擁護委員会を定期的に開催し、引き続き見直していく。

- ・人権擁護委員会の開催
- ・「職員行動指針」に沿った職員意識の統一
- ・「支援しすぎない支援」の検証
- ・人権擁護に関する意識の高揚
- ・生活規則（ルール）の見直し
- ・身体拘束、虐待を未然に防ぐ取り組み
- ・虐待防止に関するセルフチェックの実施と振り返り

3. 包括的基幹相談窓口の体制構築と循環型施設機能の推進、生活困窮者自立支援機能の推進

○札幌市ケースワーカーを対象とした「法人内基幹相談窓口」として対応していく。札幌市内の相談を当施設が包括的な相談窓口として、より適切な施設の入所コーディネートを実施していくことで「断らない」体制づくりを目指す。周知や機能が不十分であることから、改善を図る。

○循環型施設を実現していくために、地域生活移行支援、介護施設等への施設替えの動きを取る為の体制を推進していく。また、救護施設利用の相談窓口を広げる為、他の福祉事業所、社会資源との連携強化を図る。

○昨年度より再開した、地域生活を目指す利用者様が地域移行できるよう、施設において居宅生活に必要なスキルの習得を目指した生活訓練「居宅生活訓練事業」を継続して実施していく。

○札幌市の生活困窮者自立支援事業として行う就労支援事業等に対して、中間就労の受け皿として協力するなど、生活困窮者支援事業の取り組みを行う。

- ・就労訓練事業（中間的就労）への協力
- ・生活、就労支援センター（自立相談、就労支援）との連携、協力

4. 利用者主体の生活支援

○意見や要望を把握し、その意見・要望を日常生活により反映できる環境を整備することにより、利用者

様個々が生活の主体者として、生き生きとした生活ができるよう支援する。

① 支援体制の改善

- ・生活支援記録システム「福祉見聞録」による情報管理体制の改善

② 意見反映

- ・「意見交換会」の実施（隔月開催）～部屋ごとに意見交換してもらい、出された意見を日常生活に反映させる。
- ・全体集会への参加（年3回、3・10・1月）～施設からのお知らせ、利用者様との意見交換を行う。
- ・給食会議への参加（年4回、6・9・12・3月）～給食に関する意見を発表してもらい、給食に反映する。

③ 自主的活動の促進

- ・各種体操への参加（毎日～ラジオ体操、リズム体操）
- ・その他、自主的な個別活動に対する支援

④ 家族等との交流支援

- ・家族等との交流支援（電話、手紙、外出、外泊、面会）
- ・施設行事への参加呼びかけ
- ・広報誌「みちしば」の家族への送付（年2回）

5. 生きがい活動の充実

○その人らしい生活を送ってもらうために、ニーズに即したレク活動をはじめ、クラブ活動や施設行事など、各種余暇活動の充実に努める。また利用者様の自己実現がより図られるよう、新しいニーズの発見や個別プログラムの強化に努める。

① クラブ活動の実施

- ・書道クラブ（月1回、第2土曜日）
- ・手芸クラブ（月2回、第1・第3土曜日）
- ・自遊クラブ（月1回、第4土曜日）
- ・園芸活動（随時）

② レク活動の実施

- ・グループレクの実施（個々の希望により実施、1人・年1回）
- ・買物レク・施設内レク・宿泊レク

③ 施設行事の実施

- ・開設記念行事（5月）
- ・夏祭り（8月）・物故者盂蘭盆会法要（8月）
- ・餅つき（12月）
- ・クリスマス会（12月）・年越し（12月）・節分（2月）

④ 合同行事の実施

- ・合同カラオケ交流会（4月・コロナウイルス感染症まん延防止のため中止）
- ・スポーツ交流会（9月）

⑤ 個別支援の充実

- ・個別支援による余暇活動の充実
- ・単独外出、個別外出支援の拡大

6. 作業活動の充実

○作業活動は、個々の能力に応じて参加でき、社会参加と生活意欲の高揚、機能訓練を兼ね備えた活動であることから、日課の中心としてより多くの方が自主的に参加できるように作業環境の整備に努める。

① 作業日程

・火・水・木・土曜日（第3） 9：30～11：30

② 作業内容

・箸セット作業 ・その他

③ 工賃の支給

・作業に出席した回数により工賃を支払う。

○従前の外部業者から依頼を受けた作業に加え、施設内部における日課や役割当番に対する仕組みの見直しを図る。役割当番の方がより快く働ける仕組みを模索していく。

7. 地域活動の推進

○地域住民の1人として、地域の清掃活動や交流活動に参加し、地域と施設との良好な関係づくりに努める。また、地域の社会資源を活用し生活の幅が広げられるよう地域との連携を深める。

- ・地域清掃活動（近隣公園・歩道）の実施（年4回、5・7・9・10月）
- ・地域交流活動の推進（夏祭りへの参加呼びかけ）
- ・施設訪問の受入れ（小学校の社会学習、教会のクリスマス訪問）
- ・地域ボランティアの受入れ（行事、クラブ活動）
- ・地域貢献活動の模索

8. ホームレス緊急入所事業の推進

○ホームレスの緊急入所を札幌市と連携して推進し、生活相談を中心に地域生活移行支援を行う。

- ・定員 2名（スポット対応としてプラスα名）
- ・入所前の健康診断の徹底
- ・日常生活相談
- ・地域移行支援
- ・札幌市各区保護課との連絡、調整

9. 一時入所受入れの推進

○一般的な入所のみならず、緊急性が高い一時的な入所の依頼について、居所の提供を積極的に実施していく。また短・中期的な支援が必要な方を対象とした一般居室への移行が出来るような体制の構築をめざす。

- ・定員 若干名
- ・相談員による迅速な面談対応
- ・ニーズに沿った生活支援
- ・地域移行支援

II. 健康支援と感染予防

高齢化が進み、重篤な基礎疾患を抱える利用者様が増えている。日常生活において支援、介護量が増加傾向にあるなか、一人ひとりの身体機能や残存機能、精神状態を把握し過剰支援の見直し、日頃の観察、異常の早期発見に努め嘱託医の指示のもと、安心・安全な暮らしをして頂けるよう支援する。

また、コロナ禍にあつては職員、利用者様共々適切な感染予防を行いながら、出来るだけ早期に外出自粛等の行動制限の解除を目指す。

1. 健康状態の把握と健康相談の充実

- ・生活支援記録システムを活用し多職種との情報共有を図る。
- ・『話楽（わらく・話をする、聞いてもらうことで少しでも心が楽になればという意味）』を掲げ、個別に健康相談（身体や病気などの不安軽減）を行う。

2. 健康診断の実施

○疾病の早期発見、早期治療につなげる為、現病状況や体力等を見極めながら定期検診等を実施していく。

① 定期検診

- ・4月一胃癌・大腸癌検診（北海道対がん協会）
- ・年2回一検血、検尿（川端医院通院者）（トロイカ病院通院者は検尿のみ）
- ・4月一胸部レントゲン検診（北海道対がん協会）
- ・3月一乳癌・子宮癌検診（北海道対がん協会）

② 施設内健康チェック

- ・毎月一血圧測定・体重測定の実施
- ・医師の指示ある場合毎日血圧測定実施

③ 入所時検診

- ・緊急入所の方や居宅から直接入所される方については、嘱託医による健康診断を実施し、感染症等の有無を確認する。
- ・新型コロナ対策として、入所以前の行動履歴不明者には必要な日数の隔離を行い、感染予防に努める。

④ 個別検査

- ・嘱託医の指示により、心電図、胸部レントゲン、胸部腹部頸部エコー、検血、検尿、骨粗鬆症等の検査を実施する。

3. 回診・往診の実施

○定期的な受診を通して、健康保持、疾病の改善に努める。

- ・内科（月1回）・精神科（月1回）・歯科（月4回）・皮膚科（月1回）

4. 服薬の管理と誤薬防止

○利用者様の状況に応じ適切に行う。誤薬防止対策として服薬マニュアルの活用と、ヒヤリハット委員会にて検証を行う。

- ・服薬の自己管理（自己管理が可能な方には、看護師が確認しながら指導・見守りの中で行う）
- ・服薬の医務管理（自己管理ができない方は、介護職員と連携し、毎食事時、就寝時の配薬と服薬介助、服薬確認を行う。）
- ・インスリン自己注射の見守り（介護職員と連携し、薬液量と手技の確認、使用済み感染性廃棄物の適切な処理）
- ・嘱託医協力のもと体調不良者に初期対応（指示薬）を行う。

5. 怪我(転倒)の防止と誤嚥予防

○日頃より転倒事故に繋がる誘因の改善に努める。軽運動が出来る機会を作り心身の安定を図る。飲み込む力も低下しており、喉詰めや誤嚥が原因で重篤な状態になる可能性もある為、口腔内の衛生と嚥下機能低下を予防する。

- ・ラジオ体操、リズム体操DVDの実施(嚥下機能、認知機能、身体機能低下予防)
- ・ふらつきの原因となる内服薬を使用している方など医師へ相談し調整する。
- ・歩行状態により適切な靴や補助具(杖、歩行器など)を提案する。
- ・食事の際、義歯が適切に装着されているか確認する。咀嚼状況や嚥下機能状態の観察をする。
- ・口腔内の衛生状態や義歯の状態、嚥下機能に関する事など、歯科医に相談する。
- ・嚥下機能体操を実施する(昼食前)。参加人数、実施日等を記録していく。
- ・SUN 歩会と称し外部へ出る機会の少ない方の気分転換・運動不足解消を目的とし、屋上を活用し簡単な柔軟体操や歩行を15分程度する。

6. 感染症の予防

○各種予防接種や手洗い・うがい、除菌等を実施し、感染症予防を徹底する。

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の実施(行政の動向による)
- ・「感染対策委員会」を通じ、より実践しやすい感染症マニュアルの見直しと、職員への意識啓発を図る。
- ・職員に対しスタンダードプリコーション(標準予防策)の啓発
- ・インフルエンザ予防接種の実施(全利用者様、全職員)
- ・肺炎球菌ワクチンの実施(65歳以上助成対象年齢の方)
- ・手指消毒剤の設置(各玄関に設置、来客の方にも手指の消毒に協力をもらう)
- ・温度計・湿度計の設置(全居室に設置し居室及び施設内の換気は職員が行う)
- ・うがい・手洗いの通年励行(全利用者様、全職員)
- ・必要に応じたマスクの着用(利用者様は外出・通院時、回診時、職員は勤務中常時)
- ・職員による施設内除菌の実施(感染症流行時は1日2回)
- ・身体保清(おむつ交換、トイレ介助)、汚物処理方法の統一化

7. 病院受診・通院・入退院の対応

○慢性疾患や重篤な病気を抱えた利用者様が、施設嘱託医以外の専門科を受診する機会が増えている。さらに、身体機能の低下や・理解力の低下などにより、通院時の引率介助や支援が必要となっている。このことから、病状の把握、身体状況に応じた受診・通院支援を行う。

- ・身体介助や理解力低下、病状悪化した利用者様の定期・緊急受診、入退院に関しては原則看護師が引率する。(場合により相談員も引率、同行する)
- ・入院後や検査後のインフォームドコンセントについても看護師及び相談員が同行する。
- ・単独受診できる利用者様の診察内容確認(受診日の予約・変更時間調整)

8. 緊急時の対応

○全職員がAED、酸素吸入の使用方法について習得し、喉詰め、転倒、意識障害、発作時等の緊急時にスムーズな初期対応が行えるようにする。

- ・AEDは、「さっぽろ救急サポーター」としてステッカーを玄関に掲示し、近隣の方々にも使用いただけるよう周知する。
- ・緊急時の対応方法や器材の使用方法、各備品の設置箇所など新入職員に適宜指導する。
- ・事故発生マニュアルにて初期対応を確認する。

Ⅲ. 食の向上と栄養管理

健康で生きがいのある生活を送っていただくため、利用者様個々に合った安全で満足度の高い食事を提供する。満足度を下げることなく、食事摂取基準2020年版を運用した献立作成を行う。

1. 栄養の管理

○身体状況・生活状況を把握し、個々の健康・栄養状況に応じた栄養管理の徹底を図る。また、生活習慣病の予防と重度化防止など、健康の維持・向上に努める。

① 献立表の作成

・5年に一度見直される「日本人の栄養摂取基準」が改訂されたことから、2020年度版の基準、給与食糧構成に基づいた献立の見直しを行う。

② 個別栄養管理

・個々の身体状況、喫食能力等により、粥食、風邪食、きざみ食、極きざみ食、ミキサー食の対応を行う。

2. 特別食の対応

○個々の疾病等を考慮し、特別食の対応を行う。

・マンナン食 ・エネルギー制限食 ・減塩食 ・アレルギー等による代替食

3. 豊かな食事の提供と給食環境の整備

○毎日の食事が最大の楽しみとなるよう季節を感じる食材や料理を盛り込み、変化に富む献立作成に努める。より出来立ての料理を食べて頂けるよう適温での提供に努め、食欲をそそるよう視覚や嗅覚など五感が満たされる豊かな食生活を提供する。

① 食事環境の整備

・ゆとりある時間の中で楽しく食事ができる雰囲気づくりに努めるとともに、食事の提供方法や設備の改善など快適な食事環境を整える。

② 行事食、選択食、イベント食等の充実

・選択食（年4回、4月、7月、11月、2月）
・バイキング食（年1回、3月）
・オータムフェスト（年1回、9月、2日間に渡って実施）
・お弁当献立（年1回、10月）
・選べるトッピングの日（年1回、6月）
・誕生会（毎月、誕生月の方々の希望によりメニューを選定）
・開設記念日、夏祭りのイベント食
・クリスマス会食、年越し会食、おせち料理
・季節食（七草、節分、ひな祭り、冬至、土用の丑の日など）
・祝日食（赤飯、おはぎ、ちらし寿司など、祝日用の行事食を提供）

③ 利用者様の意見反映

・給食会議において、居室ごとに取りまとめた食事に対する意見、要望を利用者様の代表から聞き給食に反映させる。
・嗜好調査の実施（年1回）
・食事介助の必要性が増加傾向にある中、楽しみながら食事を摂れるよう介助体制を改善工夫する。
・本人の意思を尊重しながらストレスの無い食事介助を行い、健康の維持、病気の予防・回復に努

める。

④嗜好品の支給形態

- ・個々の身体状況、喫食能力によりおやつの内容を2本化し、嚥下困難な方にも安心して食べていただけるよう努める。(原則毎週木曜日支給)

⑤利用者様個々の状態に応じた自助食器、自助具の提供

- ・年齢や障がいの程度に関わらず、誰もが自分のペースで食事を楽しんでいただけるよう、個々の状態に合わせ自助食器、自助具を提供する。
- ・自助食器、自助具を使用することで、安定した栄養摂取量の確保と自力摂取をサポートする。

4. 非常時の対応

①災害等に備え、3日分の非常食を備蓄する。

- ・非常食の備蓄(御飯類、野菜ジュース、フルーツ缶、飲料水、補助食など)
- ・非常食の試食(防災訓練の際、昼食として非常食を食する)

②マニュアルの活用

- ・万が一の災害発生時には、対応マニュアルに沿い、適切かつ迅速な対応を行う。

5. 食品衛生と調理従事者の衛生管理の徹底

○食品と厨房の衛生管理に努めるとともに、調理にあたる職員の健康管理と調理技術の向上に努める。

- ・調理室内の除菌(1日2回、8:45、15:00)
- ・調理室内の温度測定(1日2回、5:45、18:00)
- ・冷蔵、冷凍庫の温度測定(1日2回、5:45、18:00)
- ・水質検査の実施(1日2回、5:45、18:00)
- ・原材料、及び調理済み食品の検査用保存食の保存(2週間分)
- ・加熱調理済み食品の中心温度測定
- ・栄養士、及び調理従事者の検便検査(月1回)
- ・調理従事者の個人衛生管理表による健康、衛生チェック(1日1回、出勤時)

6. 給食単価と平均栄養所要量

① 給食単価

給 食 費	910円/日
-------	--------

② 1人1日当たりの平均栄養所要量

エ ネ ル ギ ー	1,760kcal
蛋 白 質	65.0g
脂 質	49.0g
カ ル シ ウ ム	680mg
鉄 分	9.0mg
レチノール当量	770 μ g
ビ タ ミ ン B1	1.2mg
ビ タ ミ ン B2	1.5mg
ビ タ ミ ン C	110mg
食 塩 相 当 量	7.9mg

IV. 施設の安定的な経営と機能強化

1. 安定的経営に向けた取り組み

○新規入所数が減少していることから、最大の収入源である利用者の安定的確保に努める。

① 定員の充足

- ・継続的な利用者の確保
- ・札幌市との居室環境改善に係る協議の継続
- ・一部居室改修によるプライベート空間の確保
- ・コロナ禍における近隣アパートを活用した新規入所の受け入れ

② 救護施設の周知活動

- ・福祉事務所、病院相談窓口等への訪問によるPR活動の実施継続と連携の強化

2. 運営体制の適正化

○変化する利用者層に対応すべく、人員配置の適正化を図る。「生活支援記録システム」の活用拡大により業務の更なる効率化を図っていく。

① マニュアル等の整備

- ・BCP作成に向けた検討会の実施

② 記録業務の効率化・情報共有

- ・生活支援記録システムの有効的活用

③ 利用者在籍数の変化に合わせ、適切な職員配置と体制再構築

- ・支援員のチーム再編成と主任を中心とした新たな体制づくり

④ 定例会議・各種委員会活動の実施

- ・職員会議・給食会議・支援会議の開催（月1回）
- ・苦情解決委員会（随時）
- ・ヒヤリハット対策委員会（定例月1回）
- ・内部研修企画委員会（随時）
- ・救護施設サービス自己評価委員会（年1回）
- ・人権擁護委員会（定例月1回の他随時）
- ・感染症対策委員会

3. 職員の専門性の向上

○私たち職員は、専門職集団としての資質とサービスの向上を常に目指す。

① 職員体制と専門性の強化

- ・外部団体主催の各種研修会への積極的な参加
- ・施設内研修の実施（年2回）
- ・新規採用職員・転入職員への新人研修の実施
- ・各種資格取得の奨励

4. 苦情解決に向けた取り組み

○利用者の皆様が意見や苦情を出しやすい環境づくりに努める。また、出された意見・苦情に対しては迅速に対応するなど、真摯に取り組み、サービスの質の向上に反映させる。

- ・ご意見箱の設置
- ・苦情解決委員会の設置
- ・第三者委員の配置と定期報告

5. 地域との連携

- 町内会等との交流や施設機能の地域開放など、開かれた施設として、地域との「共生」を目指す。
 - ・「夏祭り」への近隣関係者、近隣児童会館への参加呼びかけ
 - ・会議室の開放（随時、近隣町内会への貸出）や備品等の貸出
 - ・非常時を想定した地域連携の模索
- 法人単位における「地域貢献活動」の継続実施
 - ・北郷瑞穂町内会の「福祉除雪事業」への参加

6. 広報活動と情報公開の取り組み

○札幌市あけぼの荘での生活の様子や事業内容を公開し、施設を知ってもらえるよう努める。また、新規入所につながるよう、ホームページの一部見直しを行う。情報発信には個人情報の保護とプライバシーの配慮に努める。

① 広報活動

- ・ホームページの新規入所ツールとなる部分の改善
- ・ダイラリーの更新（随時）
- ・広報誌「みちしば」の発行（年2回、発行部数：120部、配布先：家族・関係機関）
- ・パンフレットの配布

② 情報公開

- ・ホームページにおいて施設概要、事業報告書及び決算収支状況を開示する。

V. 施設の安全管理と環境整備

1. 施設の防災管理

○防火はもとより昨今の大規模災害を見据え、訓練内容の充実と組織的な体制を整備する。

- ・消防計画に基づく自衛消防隊の編成
- ・消防法に基づく総合訓練の実施（年2回）
- ・自主訓練の実施（年2回）と訓練方法の見直し
- ・職員向け研修会(消防設備の確認)の実施（年1回）
- ・緊急時職員連絡体制の定着

2. 施設設備の修繕・保守・点検

○各種機器の維持管理及び、建物の経年劣化に伴う各所修繕を実施する。

- ・消防用設備の点検（年2回～専門業者／自主点検：毎月）
- ・自家用電気工作物（キュービクル）の点検（毎月～専門業者）
- ・エレベータの保守点検（毎月～専門業者）
- ・温水ボイラーの保守点検（年2回～専門業者）
- ・受水槽・貯湯槽の清掃保守及び水質検査（年1回～専門業者）
- ・浴槽水の分析検査（レジオネラ属菌検査）（年1回～臨床検査業者）
- ・機械警備の保守点検（毎月～専門業者）
- ・浴槽配管洗浄（年1回～専門業者）
- ・経年劣化部分や不具合箇所の修繕工事（随時）
- ・公用車の法定整備及び法定点検の実施（随時）
- ・居室環境改善のための改修工事
- ・スチームコンベクション交換工事
- ・大型給湯器交換工事

3. 施設内の清掃・美化

○居住環境の清潔保持と施設内感染の予防に努める。

- ・館内床美装（食堂：年4回／その他廊下等：年2回）
- ・布団丸洗い及び乾燥殺菌（年1回）
- ・シーツ・ホープの交換（月2回）
- ・居室内カーペット部分（汚損箇所）貼り替え（年1回）
- ・月例清掃（毎月）
- ・館内除菌（感染症対策）の実施（毎日～職員が実施）

生活日課表

時間	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00	起床・洗面							
7:00	掃除当番(洗面所)							
8:00	朝食							
9:00	掃除当番(共有スペース)							
10:00	施設内作業(火曜日～木曜日・土曜日)							
11:00	介護入浴					介護入浴	クラブ活動	
12:00	昼食							
13:00	介護入浴	ラジオ体操(月曜日～土曜日)				介護入浴		
14:00			シャワー浴					
15:00	一般入浴					一般入浴	クラブ活動	
16:00	リズム体操(月曜日～土曜日)							
17:00	夕食							
18:00								
21:00	消灯・就寝							

クラブ活動

クラブ名	実施曜日・時間	実施方法
書道クラブ	第2土曜日 10:00～11:30	意識を集中することが、精神の安定と気分転換にもつながることから、新しい参加者を募りながら実施していく。
手芸クラブ	第1・第3土曜日 14:00～15:30	物をつくりあげる楽しさを味わってもらい、題材や材料に変化を持たせ、協力しながら制作していくこと意識し、余暇の有効利用に結びつける。
自遊クラブ	第4土曜日 10:00～11:30	多くの方が参加できるように、音楽鑑賞、合唱、器楽演奏、室内外でのゲームなどの音楽や自由な遊びをとおり、意欲の助長と共に気分の転換をはかる。
園芸活動	随 時	施設周辺の花壇や芝生の手入れを行い整備する。

年間行事計画

月	行 事 名	月	行 事 名
4月	合同カラオケ交流会（中止）	10月	地域清掃
5月	開設記念日 施設内外清掃 地域清掃	11月	日帰りレク食事会
6月		12月	もちつき クリスマス会 年越し
7月	地域清掃	1月	
8月	夏祭り 物故者盂蘭盆会法要	2月	節分
9月	スポーツ交流会 地域清掃	3月	バイキング

その他の行事

区 分	行 事 名
毎月の行事	月例掃除
隔月の行事	意見交換会（4・6・8・10・12・2月）
DVD放映	日常生活上の健康管理等のDVD放映を実施（1月）
宿泊レク	希望者を2ヵ年に分けて実施（9・10月）
買い物レク	希望者に春または秋の時季を選択してもらい実施
グループレク	グループもしくは個人で希望の内容を選び実施 買い物、公園散策ほか